

## 全体財務書類に係る注記

### 1 重要な会計方針

#### (1) 有形固定資産及び無形固定資産の評価基準及び評価方法

##### ①有形固定資産……………取得原価

ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。

ア 昭和59年度以前に取得したもの……………再調達原価

ただし、道路、河川及び水路の敷地は備忘価額1円としています。

イ 昭和60年度以後に取得したもの

取得原価が判明しているもの……………取得原価

取得原価が不明なもの……………再調達原価

ただし、取得原価が不明な道路、河川及び水路の敷地は備忘価額1円としています。

##### ②無形固定資産……………取得原価

#### (2) 有価証券及び出資金の評価基準及び評価方法

##### ①満期保有目的有価証券……………償却原価法(定額法)

##### ②満期保有目的以外の有価証券

ア 市場価格のあるもの……………会計年度末における市場価格

(売却原価は移動平均法により算定)

イ 市場価格のないもの……………取得原価(又は償却原価法(定額法))

##### ③出資金

ア 市場価格のあるもの……………会計年度末における市場価格

(売却原価は移動平均法により算定)

イ 市場価格のないもの……………出資金額

#### (3) 有形固定資産等の減価償却の方法

##### ①有形固定資産(※)……………定額法

耐用年数は減価償却資産の耐用年数等に関する省令の耐用年数表に基づいております。

##### ②無形固定資産(※)……………定額法

(ソフトウェアについては、当市における見込利用期間(5年)に基づく定額法によっております。)

※リース期間が1年以内のリース取引、少額のリース取引、オペレーティング・リース取引に係るリース資産を除く。

#### (4) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

先入先出法による原価法など

(5) 引当金の計上基準及び算定方法

① 投資損失引当金

市場価格のない投資及び出資金のうち、連結対象団体(会計)に対するものについて、実質価額が著しく低下した場合における実質価額と取得価額との差額を計上しています。

② 徴収不能引当金

未収金、長期延滞債権、短期貸付金、長期貸付金について、過去5年間の平均不納欠損率、及び個別の回収可能性に応じて、徴収不能見込額を計上しています。

③退職手当引当金

退職手当債務から組合への加入時以降の負担金の累計額から既に職員に対し退職手当として支給された額の総額を控除した額に、組合における積立金額の運用益のうち当市へ按分される額を加算した額を控除した額を計上しています。

④ 損失補償等引当金

履行すべき額が確定していない損失補償債務等のうち、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に規定する将来負担比率の算定に含めた将来負担額を計上しています。

⑤ 賞与等引当金

翌年度6月支給予定の期末手当及び勤勉手当並びにそれらに係る法定福利費相当額の見込額について、それぞれ本会計年度の期間に対応する部分を計上しています。

(6) リース取引の処理方法

① リース期間が1年以内のリース取引、少額のリース取引、オペレーティング・リース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

② ①以外のリース取引

通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

(7) 資金収支計算書における資金の範囲

現金(手許現金及び要求払預金)及び現金同等物

なお、現金及び現金同等物には、出納整理期間における取引により発生する資金の受払いを含んでいます。

(8) 消費税等の会計処理

税込方式によっています。

ただし、地方公営企業会計については、税抜方式によっています。

2 重要な後発事象

該当ありません。

## 3 偶発債務

## (1) 保証債務及び損失補償債務負担の状況

他の団体(会計)の金融機関等からの借入債務に対し、保証を行っています。

| 団体(会計)名   | 確定<br>債務額 | 履行すべき額が確定していない<br>損失補償債務等 |               | 総額         |
|-----------|-----------|---------------------------|---------------|------------|
|           |           | 損失補償等引当金<br>計上額           | 貸借対照表<br>未計上額 |            |
| 宮城県信用保証協会 | -         | 983 千円                    | 495,576 千円    | 496,559 千円 |
| 合計        | -         | 983 千円                    | 495,576 千円    | 496,559 千円 |

## (2) 係争中の訴訟等

該当ありません。

## 4 追加情報

## (1) 対象団体(会計)

全体財務書類の対象範囲は次のとおりです。

一般会計

国民健康保険事業特別会計

後期高齢者医療特別会計

介護保険事業特別会計

矢野目西地区土地区画整理事業特別会計

水道事業会計

公共下水道事業会計

特定公共下水道事業会計

## (2) 出納整理期間

地方自治法第 235 条の 5 に基づき、出納整理期間を設けられている団体(会計)においては、出納整理期間における現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としています。

なお、出納整理期間を設けていない団体(会計)と出納整理期間を設けている団体(会計)との間で、出納整理期間に現金の受払い等があった場合は、現金の受払い等が終了したものとして調整しています。

## (3) 表示単位未満の取扱い

千円未満を四捨五入して表示しているため、合計金額が一致しない場合があります。

(4) 売却可能資産の範囲及び内訳は、次のとおりです。

ア 範囲

翌年度予算において、財産収入として措置されている公共資産

イ 内訳

該当ありません。